

危機終、生産復興運動要綱（案）

労働省

趣旨

經濟の危機を突破し、産業を復興し、民生の安定を圖るためには、一に勞働の生産性昂揚に期待しなければならぬ。

此後多くは勞働者たゞ、今日の窮屈に耐えつゝ、生産にいそしみつゝある事に感心に堪えなゝ所であつて、國家及び經營者は高能率の勞働者に対し、それに相應する報酬をなすと共に、國民的感謝之意を表し、進んで一段の努力を期待するものとする。

因つてこれをばため關係者の意見を聽き、既存の指置を講ずるものとする。

4. 災胞救援

1. 実施事業

本運動は石炭業、銅鋼業、肥料業、生活必需物資生産業、輸出物資生産業、交通運輸業等の重工業に亘り、並行して実施するものとする。

2. 運動

今運動は、經濟復興會議を中心とし、經營者及び労働組合が協力して二本立てるものとする。この際特に労働組合が積極的にこれを推進することを期待するものとする。

右のため、中央、地方及び各現場に大々關係者を以て之を危機終焉を促進運動全般に亘るものとする。

3. 實施方法

運動実施上必要な生産昂揚の目標及び方針は各運動全般において、人々の実績及び現場の実情に即し、具体的に妥当するやうに決定するものとし、併せて諫言の徹底に當るものとする。

4. 生産の場の目標及び成果は、勞働者個人量位たるのみならず、一定の協同作業に從事する一定の労働者の集団、更に進んで当該労働組合そのものを一体として考慮するものとする。

5. 經営者は現場における運動全般の議を経て、つくとも、奉公作業を極める能力に対するは、明確なる累進的始興の支給を本認する。

乃す

一、事業の利潤は、ノーリンの資本留保の外は、組合に対しても分配するものとする。

二、本運動に自主的に参加し、実施計画を樹立した運動全部が、その計画を関係行政廳に提出すれば、関係行政廳は、その計画に應じ、必要な資材の供給その他の必要な援助、更に與すれば物資配給等の可能な行政事務の一部委託をなし、その自主的運動遂行を助成するものとする。

三、政府は本運動実施に際し、中央運動本部と密接な連繋を保持するものとする。

#### 4. 報賞方法

成績の優秀な労働者 労働者の集団、労働組合は、既ね在り勞働によるつて報賞と水りものとする。

五、当該經營者は、現場運動本部の審査の結果に基いて予め当該運動小部と協議決定した方法により報賞するものとする。

六、地方運動全部においては、既ね三ヶ月に成績成果を審査し、当

該都道府縣は、その審査の結果に基いてその都道府縣において國家報賞に準じ凡ゆる可能な報賞措置を講ずるものとする。

八、中央運動全部においては、既ね三ヶ月毎に地方委員会の申請に基く被報賞候補者(团体、組合を含む)につき成績を審査し、政府はそぞ審査結果に基いて概ね次の報賞措置を講ずるものとする。

(一) 内閣總理大臣による表彰

(二) 國鉄、國營保食所等國家施設の優先的乃至無料利用

(三) 一般労務者用物資の増配、特殊物資の特配

(四) フォーラン式による映画館、劇場、浴場、理髪店等の無料利用

(五) その他

優秀な成績を挙げた企業に対しては、力の措置と相俟て、並差支

充資材等の特配をなすものとする。

五、予算及び經理措置

本件に伴い所要の予算その他の經理措置を講ずるものとする。